

JAバンク優遇プログラム規定

- 1 内容

「JAるもい優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、るもい農業協同組合（以下「当組合」といいます。）とお取引するお客さまの手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。
 - 2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。
 - 3 開始時期

当サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。
 - 4 優遇
 - (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続を行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
 - (2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
 - (3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。
- | 優遇項目 | 優遇内容 | 優遇回数 |
|-----------------------|---|------|
| 提携ATM入
出金手数料無
料 | 当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM（注1）において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。（注2） | 1回 |
- （注1）対象となるATMはゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イーネットとなります。
- （注2）ATM入出金手数料無料の対象口座は「当座一般、普通（一般・総合・営農）」となります。
- 6 本支店間の得点引継ぎ
 - (1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスの得点を原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算を行いません。
 - (2) お客様のご都合でお取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合または一定期間得点集計ができなくなる場合があります。
 - (3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。
 - 7 変更・終了
 - (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または当サービスを終了することがあります。
 - (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
 - ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
 - ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
 - ③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合
 - ④契約者本人が亡くなった場合
 - ⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合
 - ⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合
 - ⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合
 - 8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的

機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

令和6年6月1日現在